
種 別： 論説

タイトル： 人身傷害保険契約の法的性質に関する一考察——とくに死亡保険金請求権の帰属について

著 者： 遠山 聡

所 収： 『上智法学論集』第63巻4号（令和2年3月）55-83頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

人身傷害保険契約の法的性質に関する一考察——とくに死亡保険金請求権の帰属について

遠山 聡

1. 問題の所在
2. 人身傷害保険契約の法的性質
3. 人身傷害保険金請求権の帰属に関する問題
4. むすびに代えて

1. 問題の所在

人身傷害保険（人身傷害補償保険）契約は、平成10年7月1日より、損害保険料率算出団体が算出する保険料率の使用義務が撤廃され、各保険会社独自の保険料率のもとで新商品を販売できるようになったことを受け、平成10年10月に人身傷害保険を付帯した自動車総合保険が発売開始されたことがその始まりであるとされる⁽¹⁾。従来の自動車保険契約は、保険加入者が事故の加害者となった場合に備えて被害者に対する損害賠償責任を保障するという賠償責任保険契約を中心とする構成であったことから、被害者自身に過失がある場合には、十分な補償が得られないという問題があった。この問題を解消すべく開発されたのが人身傷害保険契約であり、自動車事故で被保険者である被害者が被った傷害による損害を被害者側の過失の有

(1) 「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2017』（保険毎日新聞社・2017年）364頁。同書によれば、平成28年9月末の時点で、損害保険会社11社の人身傷害保険付帯率は90%を超えているとされる。

無や程度にかかわらず保険金額の範囲内で補償するという、実損てん補型の傷害保険である⁽²⁾。人身傷害保険契約は、自動車総合保険契約の中でも比較的新しい契約類型であるが、被保険者が被害者となった場合の補償として、搭乗者傷害保険に代わり、中核的なものとなっている。

人身傷害保険約款の規定内容は、各社において少なからず異なる点があるが、人身傷害保険契約においては、保険者は、自動車または原動機付自転車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故(被保険自動車の運行中の飛来中または落下中の他物との衝突や火災または爆発、被保険自動車の落下などを含む。以下、「人身傷害事故」という)により、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者又はその父母、配偶者若しくは子が被る損害に対して、保険金を支払うとの保険金支払事由が定められるという点、被保険者等の損害は、別途定められる損害額算定基準にしたがって算出した金額の合計額となるという点は、各社の約款においてほぼ共通である。

人身傷害保険契約の普及に至るまで、実損てん補方式の傷害保険はさほど大きなウエイトを占めていなかったことから、これまでに多く販売されてきた定額給付方式の傷害保険においては想定されていなかった新たな法的課題や紛争が生じている。たとえば、請求権代位(保険法25条)の及ぶ範囲については、火災保険や車両保険などの物保険においては、てん補損害額は客観的に(それほどの違いなく)算出されるのに対して、人保険における人身損害の額は、民法の基準に従って算出される裁判基準損害額のほか、任意保険基準、自賠法に基づく支払基準(自賠責保険基準)などの複数の基準によって算出されることから、被害者である被保険者のてん補損害額には相当程度違いが生じうる。そのため、保険者の請求権代位が及ぶ範囲に関する実務上の混乱も生じたところである⁽³⁾。

(2) 人身傷害保険の経緯については、星野明雄「新型自動車保険TAP開発について」損保研究61巻1号96頁以下(1999年)、西嶋梅治「人身傷害補償条項つき自動車保険の特色と問題点—賠償から手厚い補償へ」損保研究61巻1号4頁以下(1999年)等参照。

(3) 古笛恵子「人身傷害保険をめぐる実務上の問題点—裁判基準差額説のその後—」保険学雑誌618号241頁(2012年)等参照。最判平成24年2月20日民集66巻2号742頁ならびに最判平成24年5月29日判時2155号109頁が、いわゆる訴訟基準差額説を採用したことで請求権代位の範囲に関する争いは一応の決着が見られたが、被害者である被

さらに、そもそも人身傷害保険契約がどのような法的性質を有するかが必ずしも明確ではないということに由来する解釈問題も生じている。わが国で締結されている傷害保険契約は、保険法の分類によれば、傷害疾病損害保険契約（2条7号）と傷害疾病定額保険契約（同9号）とに大別されるが、後述するように、いずれに該当するかは約款全体から判断せざるを得ないのであって、最初から明確に区別されているわけではない。人身傷害保険契約は実損てん補型の傷害保険契約であり、前者の傷害疾病損害保険契約に該当すると解されるところ、最近の下級審裁判例（盛岡地判平成21年1月30日（LEX/DB 文献番号 25480033）⁽⁴⁾および東京地判平成27年2月10日（LEX/DB 文献番号 25505727）⁽⁵⁾）においては、人身傷害保険契約に基づく死亡保険金請求権は、生命保険契約や他の定額給付型の傷害保険契約と同様、保険金請求権者とされた法定相続人が原始取得するものとするものがみられる⁽⁶⁾。損害保険契約に関する規律は、財産的な損害のてん補を目的とする物保険を前提に形作られてきたものであり、人保険である傷害疾病損害保険契約にどこまで妥当するののかということも検討の必要がある。

以下では、まず人身傷害保険契約の法的性質を明らかにすることにより、検討の視座を明確にしたうえで、人身傷害保険契約に対して損害保険契約に関する規律はどこまで厳格に適用すべきか、とりわけ人身傷害保険契約に基づく死亡保険金請求権の帰属につき定額保险的な考え方が許容されるのかと

保険者が損害賠償（賠償責任保険金）の請求と人身傷害保険金の請求のいずれを先に行うかによって、最終的に受領できる総額が異なるという問題も生じている。東京地判平成26年1月28日判タ1420号386頁（控訴審：東京高判平成26年8月6日判例集未登載。評釈として、遠山聡「判批」ジュリ1504号111頁等）

- (4) 評釈として、大塚英明「判批」法律のひろば64巻2号54頁（2011年）、洲崎博史「判批」損保研究74巻4号215頁（2013年）等がある。
- (5) 評釈として、大塚英明「判批」法律のひろば68巻9号63頁（2015年）、山下典孝「判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）17号143頁（2015年）、金岡京子「判批」損保研究77巻3号195頁（2015年）、遠山聡「判批」保険判例の分析と展開2（平成24年～平成28年）（金判増刊1536号）44頁（2018年）がある。
- (6) 平成30年4月14日に上智大学にて開催された第55回保険法研究会において、東京地判平成27年2月10日の判例研究の報告を行う機会を頂いたことが本稿における研究のきっかけである。座長の甘利公人教授をはじめ出席会員の方々には多くの貴重なご指導ご示唆を頂戴した。

いう問題について検討する。

2. 人身傷害保険契約の法的性質

(1) 損害てん補方式の傷害保険と定額給付方式の傷害保険

先に述べたように、従来締結されてきた傷害保険契約には、被保険者の損害に対して保険金を支払うことを目的とする損害てん補方式の傷害保険と、被保険者の具体的な損害額にかかわらず契約上定められた一定の保険金を支払うことを目的とする定額給付方式の傷害保険がある。

治療費や入院費など、傷害によって生じた具体的な損害額に応じて保険金を支払う旨を定めている傷害保険契約には、たとえば、海外旅行傷害保険契約における治療費用に関する保障部分がある。被保険者が傷害の直接の結果として、医師の治療を要したときは、被保険者が治療や入院等のため現実に支出した金額(実費)で、保険者が妥当と認めた金額を治療費用保険金として支払う旨の定めは、具体的な損害額に応じて保険金を支払うということであることから、損害てん補方式の傷害保険であるといえる。

他方で、現在の傷害保険契約には、傷害によって生じた具体的な損害額(逸失利益や治療費等)にかかわらず、保険金額またはその一定割合など、契約所定の一定の金額を支払うことを目的とする定額給付方式の傷害保険契約も少なくない。傷害の結果として被保険者が死亡した場合には「死亡保険金」が、後遺障害が生じた場合には「後遺障害保険金」が、そして傷害の結果として入院をした場合にはその入院日数に応じて「入院給付金」が支払われるといったものである。この死亡保険金や入院給付金は、保険契約締結時において、あらかじめ当事者の合意によって決定されるものであり、傷害の結果として生じる具体的な損害額とは直接関係しない⁽⁷⁾。

平成20年改正前商法(以下、「改正前商法」という)629条は「損害保険契

(7) 中西正明「傷害保険」『傷害保険契約の法理』(有斐閣・1992年)4頁は、支払われる保険金の額がすべての場合につき同一ではないものの、具体的な損害額との関連が切断されている点が重要であると指摘される。

約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と規定しており、保険の目的が財産である場合に限定されていたわけではなく、偶然なる一定な事故による損害をてん補することを目的とするのみである（この点は、保険法2条6号においても変更はない）。損害てん補型の傷害保険契約は、改正前商法629条の適用の結果、上記の「損害保険契約」に分類されるのであり、改正前商法の損害保険契約に関する規律のもとにあったということができる⁽⁸⁾。したがって、改正前商法の下では、損害てん補方式の傷害保険か定額給付方式の傷害保険かの区分は、改正前商法の損害保険に関する規定の適用の可否の点での違いである。前者は損害保険契約に分類されるものの、後者については定めがなく非典型契約であるということになる。

(2) 改正前商法における傷害保険契約の区別

以上のように、改正前商法における傷害保険は、損害保険契約か非典型契約としての傷害保険に分類される。最判平成元年1月19日判時1302号144頁⁽⁹⁾は、交通事故に基づく損害賠償請求訴訟において、被害者が受領していた所得補償保険金相当額を加害者が負担すべき損害賠償額から控除されるべきかが争われた事案において、約款の規定を前提として、所得補償保険契約は損害保険契約の一種であるという性質決定を行ったうえで、改正前商法662条が適用され、所得補償保険契約の保険者が所得補償保険金相当額の損害賠償請求権を代位取得する結果、被保険者である被害者は保険金の支払いを受けた範囲で損害賠償請求権を喪失すると結論づけた。ここでは、同判決が所得補償保険契約を損害保険契約の一種であると性質決定するプロセスを概観する。

上記事案における所得補償保険契約には、以下のような規定があった。

-
- (8) 大森忠夫「商法における傷害保険契約の地位」『保険契約法の研究』（有斐閣・1969年）109頁、中西・前掲注（7）5頁、西嶋梅治『保険法〔第3版〕』（悠々社・1998年）378頁等。
- (9) 判タ690号116頁、金判814号3頁、裁民156号55頁参照。

- ①被保険者が傷害又は疾病を被り、そのために就業不能になったときに、被保険者が被る損失について保険金が支払われるものであること
- ②保険金の額は、就業不能期間一か月につき、保険証券記載の金額か、或いは平均月額所得額の小さい方であること、
- ③原因及び時を異にして発生した身体障害による就業不能期間が重複する場合、その重複する期間については重ねて保険金を支払わないこと
- ④保険期間中、保険事故以外の原因により所得をうることができる業務に従事しないなどのときは、保険契約は効力を失うこと
- ⑤重複保険契約がある場合、保険金分担条項があること
- ⑥約款に規定しない事項については、日本国の法令に準拠すること

控訴審である大阪高判昭和62年9月16日⁽¹⁰⁾は、「各条項を総合するならば、所得補償保険は、被保険者の傷害又は疾病そのものではなく、そのために発生した就業不能という保険事故により被った実際の損害(不定額)を保険証券記載の金額を限度としててん補することを目的とした損害保険の一種と解すべきであり、右約款上損害保険と解することの妨げになる条項は存在せず、実際の損害の有無又はその額いかんを問わず、一定額を支払う生命保険や傷害保険とは明らかに異なるものであつて、これらの保険と同断することはできない」として、所得補償保険が損害保険の一種と解される以上、改正前商法662条の規定が当然適用されるというべきであると判示している。上告審である最判平成元年1月19日も同様に、上記の約款規定を根拠として、「本件所得補償保険は、被保険者の傷害又は疾病そのものではなく、被保険者の傷害又は疾病のために発生した就業不能という保険事故により被った実際の損害を保険証券記載の金額を限度として填補することを目的とした損害保険の一種というべきであ」として、改正前商法662条の適用を認めたのである。

約款全体から損害てん補型の保険であるか定額給付型の保険であるかを判断する形がとられているが、被保険者が被った実際の損害額(損害)につい

(10) 高民集40巻3号76頁、判タ661号244頁、金判796号32頁、交通民集20巻5号1139頁参照。

て保険金が支払われるものであるとする規定（したがって、約款所定の保険金額は支払限度額に過ぎないこと）すなわち「実損てん補」性が評価の中心となっている。上記控訴審の判断からは、その他の規定は、あくまで損害保険と解することの妨げになる条項の存否という、やや消極的な位置付けである。改正前商法においては傷害保険の概念は存在していなかったものの、生命保険のような定額保険に類する傷害保険と、損害保険の一種としての傷害保険とでは、少なくとも改正前商法のうち損害保険契約に関する規定の適用をめぐって、明確に区別されるべきものとして考えられていたものといえる。

(3) 人身傷害保険契約の法的性質

このような判断基準に照らせば、人身傷害保険契約の法的性質については、どう評価されるべきか。人身傷害保険契約の「実損てん補」性についてみると、被保険者の損害と保険金の関係は次のとおりである。まず、人身傷害保険契約の約款においては、1回の人身傷害事故について、被保険者1名について生じた損害の額に、損害防止費用や請求権の保全・行使手続費用を加えた額をもって、支払うべき保険金額とする旨規定される。そして、保険金額の基礎となる損害の額は、人身傷害保険の損害額基準（いわゆる人傷基準）により算出された額の合計額が基準となる⁽¹¹⁾。

人身傷害保険契約に関する実務的な解説書⁽¹²⁾によれば、被保険者の損害は、傷害による損害、後遺障害による損害、そして死亡による損害に分類される。このうち、死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害の項目に分けられている。葬祭費は、原則として60万円であり、これを超えることが立証される場合には、100万円を限度に実費とする。逸失利益は、被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失として、原則として、収入

(11) 近時の約款改定により、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解において損害の額が確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当該損害額（いわゆる裁判基準損害額）を「損害の額」とみなすとの規定を置かれるのが通例である。

(12) 前掲注(1)自動車保険の解説 404頁以下。

額から生活費を控除し、就労可能年数に対応するライプニッツ係数を乗じた金額が算出される。精神的損害は、被保険者の属性別に定められており、たとえば、被保険者が一家の支柱である場合には2000万円とする。最後に、その他の損害としては、社会通念上必要かつ妥当な実費とする、という内容となっている。算出の簡易化のために定額となる部分はあるが、被保険者に現実に生じた損害をベースとする基本的な考え方は、損害保険契約そのものである。

ところで、無保険車傷害保険契約の約款は、無保険車事故による被保険者の損害に対して、賠償義務者がある限り、保険金を支払うこととし、被保険者の損害額は、原則として、賠償義務者が被保険者等に対して「法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額」によって定める旨規定する。この損害額は、保険金請求権者と賠償義務者すなわち交通事故の被害者・加害者の間で、損害賠償責任の額が決定されているか否かに関わらず、保険者と保険金請求権者との間の協議か、この協議が成立しない場合には、保険者との保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停によって、損害額が決定される。このように、無保険車傷害保険に基づく保険金の基礎となる損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との示談の成否とは無関係に決定されるのであり、仮に示談により決定された損害額が保険者と保険金請求権者との間の協議によって決定された損害額よりも高い場合であっても、請求権保全義務の違反により超過部分については保険金の支払いはなされない。また、人身傷害保険と同様、実損てん補型の傷害保険の形式であり、加害者に対する損害賠償請求権の代位取得に関する規定も存在する。

他方、搭乗者傷害保険契約や自損事故保険契約における約款規定は、これらとは明らかに異なっている。搭乗者傷害保険金は、一般に、被保険者が運行起因事故による傷害を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、保険金額の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払われるものと規定される。自損事故保険金は、同じく被保険者が運行起因事故により傷害を被った場合に、保険金額の全額(1500万円)が支払われるものであるが、被保険者に生じた損害に対して加害者に対する自賠法3条に基づく損害賠償請求権が生じない場合に限定

される。いずれも定額給付方式の傷害保険であり、保険者が保険金を支払った場合でも、被保険者の損害賠償請求権が保険者に移転しない旨が規定され、代位が排除されている⁽¹³⁾。

定額給付方式の傷害保険である搭乗者保険契約においては、人身傷害保険契約や無保険車傷害保険契約などの損害てん補方式の保険契約とは異なり、約款上、損害てん補を目的とした金銭の支払いとの重複を排除するための規定がないから、被保険者やその法定相続人は、既に受領した損害賠償金や賠償責任保険金等の金額にかかわらず、搭乗者傷害保険金を受領できることになる。搭乗者傷害保険は定額保険であるという法的性質から、被保険利益の存在を前提とせず、他の保険との重複が問題となることはないと理解されるのである⁽¹⁴⁾。自賠責保険の補完の役割をもつ自損事故保険契約では、自賠責保険金や政府保障事業からの損害てん補などと重複して保険金を受領することができない点で若干性質を異にするが、これは「自損事故」の定義によるものであり、定額保険性自体が失われるわけではない。

これに対して、人身傷害保険契約は、賠償責任保険契約を中心とした自動車保険における被害者保護の限界を意識して、いわゆる自己過失に相当する人身傷害についての損害の補償を目的とする⁽¹⁵⁾。人身傷害保険の開発にあたって、搭乗者傷害保険のような定額給付方式が採用されなかった実質的な理由は、保険代位（請求権代位）に関する約款規定を置くことで⁽¹⁶⁾、被保険者の権利を代位行使することによる損害率の改善を図ることに加えて、「自賠責保険や任意保険の裏返しとしての機能」を十分に果たしうる傷害保険にするためであったとされ⁽¹⁷⁾、さらに、損害額基準が約款において詳細に示

(13) 定額保険については代位の規定が適用されないことからすれば、これも確認的な規定であるということもできる。

(14) 星野・前掲注(2) 123頁。

(15) 星野・前掲注(2) 98頁。

(16) 損害保険法制研究会・傷害保険契約法（新設）試案理由書（1995年確定版）127頁以下によれば、同試案680条の10は定額給付方式の傷害保険契約については、保険者による請求権代位は生じないものとし、その理由を定額保険たる性質から生ずる自然な結論だとしており、治療実費の支払い等を定める損害てん補方式の傷害保険契約については、保険者の請求権代位が生じるものとして区別していた。ただし、いずれも任意規定であり例外が許容される。

されていることから、損害てん補性を失わずに、損害額の客観性を確保できるとされる⁽¹⁸⁾。このような商品開発の経緯や約款の規定ぶりをみるかぎり、人身傷害保険契約は損害保険契約の一種であると解するほかにないようと思われるが、これを定額保険契約あるいはそのいずれでもない中間的な契約類型とみるべきである⁽¹⁹⁾などの異論もある。

定額保険における「定額」概念を柔軟に解して、定額には法的には積極的意味は認められず「約定で決めない限り不明」という趣旨であるとして、人身傷害保険契約についても定額保険性を認める見解がある⁽²⁰⁾。当事者間であらゆる契約内容が約定されなければならない契約が定額保険であるということになり、給付額の約定と受取人の指定とはまったく同列で、いずれも契約内容として『当事者間で約定しておかなければならないことがら』に属するということから、人傷保険金請求権を法定相続人が固有に取得するという約定がある場合には、人身傷害保険は、傷害疾病定額保険契約に属するものとなるというのである。後述のとおり、法定相続人を保険金請求権者とす

(17) 西嶋・前掲注(2)10頁。なお、損害てん補を目的としない定額保険契約では、約款による請求権代位は認められないとする見解として、倉沢康一郎「搭乗者傷害保険と損害賠償」鈴木辰紀教授還暦記念『保険の現代的課題』(成文堂・1992年)400頁以下、山本哲生「保険代位に関する一考察(2・完)」北大法学論集47巻3号877頁(1996年)等。他方、定額保険である人保険においても約定の有無を約款で定めることができるとする見解として、大森忠夫「人保険と保険者代位」『保険契約法の研究』(有斐閣・1969年)145頁、洲崎博史「保険代位と利得禁止原則(2・完)」法学論叢129巻3号11頁以下(1991年)等。傷害保険契約法(1995年確定版・損害保険法制研究会)は、定額給付方式の傷害保険につき、代位を原則的に否定しつつも明示の特約による代位を認めており(同683条の10)、傷害保険契約法新設試案(1998年・生命保険法制研究会)23条は、傷害保険契約一般について代位を原則として否定しつつ、任意規定として特約による代位を認める。

(18) 星野・前掲注(14)116頁。

(19) 肥塚肇雄「人身傷害補償保険契約と商法」香川法学23巻3・4号11頁(2004年)は、「人身傷害補償保険は、定額給付方式に近い準定額給付方式という意味で、損害填補方式と定額給付方式の中間方式」とされる。なお、同「人身傷害保険契約の法的性質と『保険金請求権者』の変更の可能性」市川兼三先生古希祝賀論文集『企業と法の現代的課題』(成文堂・2014年)249頁。

(20) 大塚・前掲注(4)69頁以下、同「人身傷害保険金の帰趨—保険法における人身傷害条項の立ち位置—」保険学雑誌630号286頁以下(2015年)。

る規定は、必ずしも固有権としての取得を定めたものとは一義的に解し得ない。また、保険給付の額の約定については、支払保険金の額が必ずしも特定の金額として定めてある場合でなくとも、その算定方法が特定されていれば定額保険契約として差し支えないとする指摘もあるが⁽²¹⁾、実際の損害額との乖離が大きい場合には、損害のてん補という性質が弱い場合があるとしても、そもそも人身損害については、被保険者に生じた「損害」の評価は一樣ではないのであって、民法的な意味での損害とは別の、人身傷害保険固有の「給付金額」を定めたものとはまではいえないのではないだろうか。いわゆる裁判基準とは異なる算定基準を人身傷害保険の約款が採用していることから、定額給付型であると評価することは妥当でない⁽²²⁾。

人身傷害保険契約は、実損てん補型の保険ではあるものの、実損てん補の意味は被保険利益の額ということではなく、不当利得を防止する役割を有しているだけであり、不定額給付型の保険である人身傷害保険については、保険金請求権者の権利については、不当利得性を排除できるかぎりにおいて合目的的に考えることが可能であるとする見解もあるが⁽²³⁾、人身傷害保険に限って、実損てん補の意味をこのように制限的にとらえることがはたして妥当かという点で疑問なしとしないし、保険法はもちろん改正前商法においても、このような中間的な契約類型を想定していたとは考えにくいように思われる⁽²⁴⁾。

(21) 佐野誠「人身傷害保険の法的性質と商品性のあり方」『ノーフォルト自動車保険論』（保険毎日新聞社・2016年）231頁。

(22) 損害保険においても被保険利益や利得禁止原則の例外は許容されているし（評価済保険につき、改正前商法 639条、保険法 18条 2項）、損害額算定にあたり約款所定の基準が用いられることから損害てん補性が失われるわけではない。

(23) 赤津真人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい・2009年）471頁以下。

(24) 村田敏一「被保険者の死亡による人身傷害保険金請求権の法的性質—相続人による承継取得か原始取得か」立命館法学 369・370号 786頁（2016年）は、規律の不安定化を根拠に、損害保険と定額保険とは二項対立する法概念であり、いかなる意味でもその中間型の存在は認められないとする。

(4) 保険法における保険契約の分類と人身傷害保険契約の位置づけ

学説上は、改正前商法と保険法施行後とに区別して考える見解も少なくない⁽²⁵⁾。保険法においては、人身傷害保険契約はどのように位置付けられるべきかも確認しておきたい。

保険法2条6号は、損害保険契約の定義を「保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する」保険契約とする一方で、同条7号は、損害保険契約のうち、「保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。）をてん補することを約するもの」を傷害疾病損害保険契約であると規定している。保険法の制定過程における議論からも⁽²⁶⁾、人身傷害保険契約は、傷害疾病損害保険契約（保険法2条7号）の典型とみるのが自然である⁽²⁷⁾。先に述べたように、人身傷害保険契約は、人身傷害事故により被保険者が被った損害をてん補するものであるが、被保険者の父母、配偶者または子が被る損害についてもてん補の対象としている。傷害疾病損害保険契約は、当該傷害疾病が生じた者が受けた損害をてん補する契約に限定されていることから、近親者の損害をてん補する部分については、傷害疾病損害保険契約には該当せず、通常の損害保険契約と解すべきことになる⁽²⁸⁾。

(25) 洲崎・前掲注(4)233頁以下、佐野・前掲注(21)233頁等。

(26) 法制審議会保険法部会第22回会議事録52頁参照。人身傷害保険等の損害をてん補方式の傷害保険の存在が、保険法において傷害疾病損害保険契約という契約類型を条文化する誘因になったとの指摘がある。金澤理「傷害保険契約の本質と保険法」児玉康夫・大塚英明編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』387頁以下（ぎょうせい・2009年）参照。立法担当者も人身傷害保険契約を傷害疾病損害保険契約として例示する。萩本修編著『一問一答保険法』（商事法務・2009年）143頁。

(27) 洲崎・前掲注(4)238頁、山下典孝・前掲注(5)146頁、金岡・前掲注(5)213頁のほか、山下友信=米山高生『保険法解説』144頁〔洲崎博史〕（有斐閣・2010年）、江頭憲治郎・商取引法（第7版）415頁（弘文堂・2013年）、古苗恵子「人身傷害保険をめぐる実務上の問題点—裁判基準差額説のその後—」保険学雑誌618号240頁（2012年）、山下友信=永沢徹編著『論点体系保険法1』366頁〔永沢徹〕（第一法規・2014年）、吉澤卓哉「保険法における人保険の分類」損保研究73巻1号10頁（2011年）等。

(28) 山下友信=永沢徹編著『論点体系保険法1』（第一法規・2014年）423頁〔肥塚肇雄〕、

人身傷害保険契約を損害てん補型でもなく定額給付型でもない、不定額給付型の傷害保険契約あるいは実損てん補と定額給付を組み合わせた保険契約であると解する見解によれば、同契約は保険法においても非典型契約として位置づけられることになる⁽²⁹⁾。保険法において契約類型が明文化されたことを受けて、保険契約の契約内容の形成について硬直的な影響が及ぶことは適切でないといえるとしても⁽³⁰⁾、保険法は、従来規制対象としての概念が存在していなかった傷害疾病保険契約に、傷害疾病定額保険契約と傷害疾病損害保険契約という法律上明確な地位を与え、それらの類型ごとに保険契約者や被保険者等の保険契約関係者の保護のため適切な規律が及ぶべきことを企図したものである。少なくとも保険法の制定前から存在していた契約類型につき、安易に非典型契約の性質を認めることは許されないというべきである⁽³¹⁾。

人身傷害保険契約につき、保険者による代位請求が可能な部分については傷害疾病損害保険契約であると解したうえで、代位請求ができない被保険者の自己過失部分については傷害疾病定額保険契約であると解することはできるとする見解もある。傷害疾病定額保険契約は、「人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約する」保険契約である（保険法2条9号）。同条にいう「一定の保険給付」は、いわゆる定額給付を意味する文言であるが、契約締結時において保険給付の内容が確定しているものと解すべきでなく、むしろ損害てん補ではない給付、換言すれば、被保険者の損害に給付内容が関係づけられたものではないという意味に解すべきである⁽³²⁾。被保険者の自己過失部分について、保険者が「一定の保険給付」を行うものと評価することは妥当でなく、定額保険性は否定されるべきである。

佐野・前掲注(21) 232頁。

(29) 赤津・前掲注(23) 443頁。

(30) 山下友信「新しい保険法—総論的事項および若干の共通事項」ジュリ1364号(2008年)13頁。

(31) 遠山・前掲注(5) 20頁。

(32) 変額生命保険なども、その意味では「一定の保険給付」を行うものとして、定額保険の類型に分類が可能である

3. 人身傷害保険金請求権の帰属に関する問題

(1) 問題の所在

以上のとおり、人身傷害保険契約の本質は損害保険契約であり、保険法においては、傷害疾病損害保険契約と通常の損害保険契約とがセットになった保険契約であると理解すべきである。この考え方を前提として、人身傷害保険金請求権の帰属に関する問題について、従来の下級審裁判例や学説における議論を整理しつつ、若干の私見を示すこととする。

人身傷害保険契約においては、一般に、以下のような保険金請求権者の規定が置かれる。

保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいう。

- (1)被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とする。
- (2)被保険者の父母、配偶者または子。

すなわち、保険金請求権者については、人身傷害事故によって損害を被った①被保険者、②被保険者の法定相続人(被保険者が死亡した場合)、③被保険者の父母、配偶者または子を挙げる。③は被保険者が死亡した場合には、民法711条により、他人の生命を侵害した加害者は、被害者である被保険者の父母、配偶者及び子に対しても損害賠償責任を負うのであり、それぞれ固有の精神的損害を受ける立場にあることが想定されている⁽³³⁾。

問題となるのは②であり、被保険者が死亡した場合に、被保険者の逸失利益や治療費等の財産的損害や精神的損害については、法定相続人に保険金請求権を与えている規定の解釈として、保険金は相続財産には帰属せず、法定

(33) 前掲注(1)自動車保険の解説374頁。

相続人が固有の権利として原始取得すると解すべきか（原始取得構成）、あるいは、この保険金請求権者に関する規定は、被保険者自身の損害を法定相続人が相続によって取得することを前提とした確認的注意の規定に過ぎないと解すべきか（相続承継取得構成）については、学説上争いがある。

（2）下級審裁判例

a) 概要

事例①：盛岡地判平成 21 年 1 月 30 日（LEX/DB 文献番号 25480033）

〔事案〕人身傷害保険を含む自動車保険契約を締結していた A は、被保険自動車を運転していた際に道路中央部のコンクリート橋脚に衝突し、この事故により死亡した。A の法定相続人である妻 B 及び 2 人の子は、いずれも相続放棄の申述をし、相続人が不在となったため、盛岡家庭裁判所は、相続財産管理人として、弁護士である代表者 X を選任した。X は、上記契約中の人身傷害補償特約、搭乗者傷害条項及び自損事故条項に基づく各死亡保険金の支払いを求めて、本件訴訟を提起した。なお、保険者は、本件事故は A の居眠り運転、脇見運転等の過失によって生じたものとは考えがたく、また、A は、勤務していた会社での金銭の使い込みが発覚して懲戒解雇となり、その返還を求められていたなど、経済的に困窮しており、本件事故は、A の故意によって発生したものとするのが合理的であるとも主張している。

〔判旨〕請求棄却（控訴後和解）。

「本件保険契約の約款においては、人身傷害補償特約、搭乗者傷害条項及び自損事故条項に基づく各死亡保険金は、いずれも、被保険者が死亡した場合はその法定相続人を保険金請求権者あるいは保険金の支払先とすると定められているところ、これらの約款は、被保険者が死亡した場合において、保険金請求権の帰属を明確にするため、被保険者の法定相続人に保険金を取得させることを定めたものと解するのが相当であり、その権利関係は、保険金受取人を法定相続人と指定した場合と異なるところはないというべきである。そして、保険金受取人を法定相続人と指定した保険契約は、被保険者死

亡時の法定相続人のための契約であり、その保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に法定相続人の固有財産に帰属し、被保険者の相続財産には属さないものと解すべきである。

以上のとおり、本件保険金は、本件人身傷害補償特約、本件搭乗者傷害条項及び本件自損事故条項のいずれに基づくものについても、仮に保険金支払請求権が認められるとしても、それはAの法定相続人に固有財産として帰属し、相続人が相続放棄をしたとしても、相続財産法人に属するものとなるわけではないというべきである。」

事例②東京地判平成27年2月10日(LEX/DB文献番号25505727)

〔事案〕人身傷害保険を含む自動車保険契約を締結していたDは、被保険自動車を運転中、Eが運転する事業用中型貨物自動車に追突する交通事故を起こし、死亡した。

「D、死亡時受取人 Fです。」と記載され、亡Dの署名及び押印のある「遺言書」と題する手書きの書面に基づいて、Fは、さいたま家庭裁判所越谷支部に対し、遺言者を亡Dとして遺言執行者選任の申立てをし、X(原告)が遺言執行者に選任された。Xは、保険者に対して、本件契約に基づき、亡Dが本件事故により死亡したことによる人身傷害保険金の支払いを求めて訴訟を提起した。保険者は、Xには本件訴訟の当事者適格がないと主張している。なお、保険者は、加えて、亡Dの死因は癌性腹膜炎であり、いわば病死であって、本件事故と亡Dの死亡の間には因果関係がないとも主張している。

〔判旨〕却下。

Xの主位的主張(保険金請求権は相続財産に含まれるとする)について

「被保険者が死亡した場合、仮に、被保険者が保険金請求権を取得するとすれば、通常、被保険者の死亡時点で、その保険金請求権が相続財産となり、法定相続人が相続によって取得することになるはずにもかかわらず、本件約款においては、上記のとおり『被保険者が死亡した場合は、その法定相続人』との文言が敢えて付加されていることに照らし、本件契約上、被保険者が死亡した場合の保険金請求権者は、被保険者すなわち亡Dの法定相続

人であると解釈するのが自然かつ合理的である。

…人身傷害補償保険は、損害保険契約に属するとしても、物ないし財産を保険の対象とするいわゆる物保険ではなく、被保険者の身体を保険の対象としていることから、いわゆる人保険としての性質を有する。そして、人保険の典型である生命保険において、医療特約や入院特約につき、実際の治療費用等を超える保険金の受取りが可能となる定額保険として構成することが許容されており、利得が生じるような契約形態を許さない利得禁止原則が及ばないことに照らせば、同じく人保険である人身傷害補償保険においても、利得が生じるような契約も違法ではないと解すべきである。そうすると、実際に損害を被った被保険者以外の者に利得を生じさせる契約、すなわち、そのような者に保険金を取得させる契約が、論理必然的に許されないわけではないと解すべきである。」

「保険金請求権が相続財産となれば、被相続人である保険契約者の債権者がこれを引当財産として執行することが可能となるころ、一般的な保険契約者としては、そのような事態に陥るよりは、相続人に取得させることを望むのが通常であると考えることができ、本件約款も、そのような保険契約者の合理的な意思を考慮して定められたものと解する余地がある。……仮に、相続人承継取得説に立ったとしても、被相続人が遺贈をしなかったような場合には、同様の事態が生じ得るというべきであって、その立場が必ずしも合理的であるとはいえない。しかも、既に検討したとおり、亡Dが本件契約を締結した時点で本件遺言書ははまだ作成されていなかったと考えられ、亡Dにおいて上記のような事態を避けようという意思があったのか否かは不明であるから、相続人承継取得説に立った解決が亡Dの意思を実現する最適な方法であると断じることもできない。

以上によれば、原告の主位的主張を採用することはできないというべきであり、本件保険金請求権は、亡Dの法定相続人に帰属し、同人の相続財産を構成しないものと認めるのが相当である。」

Xの予備的主張（遺言により保険金受取人がFに変更されたとする）について

「…本件約款において、保険契約者による保険金請求権者の指定変更を認

める規定はなく、むしろ、その文言上、保険金請求権者を、被保険者を含む一定の範囲の者に限定していると解するのが自然である上、被保険者については、記名被保険者や記名被保険者の配偶者等のほか、契約車の正規の乗車装置又はその装置のある室内に搭乗中の者、……とされており、事前に被保険者を特定できない規定となっているものと認められる。

このような約款の規定に照らせば、本件契約は、被保険者が不特定であるという特性に基づき、保険契約者が本件契約締結時に具体的な人物を保険金請求権者として指定したり、本件契約締結後に保険金請求権者を特定の人物に変更したりすることを予定していないと解すべきである。

そうすると、本件契約において、亡Dが遺言によって保険金請求権者を変更することはできないというべきであるから、原告の予備的主張も採用することはできない。」

事例①および事例②は、人身傷害保険に基づく死亡保険金請求権の保険金請求権者を『被保険者(被保険者が死亡した場合は、その法定相続人)』とする約款の解釈として、人身傷害保険に基づく死亡保険金請求権は相続財産に帰属すると解すべきか否かが争点となった事案である。両事例における人身傷害保険契約は、いずれも保険法施行前に締結されたものである。各判決は、人身傷害保険約款における保険金請求権者に関する規定ならびに保険契約者の合理的意思を考慮して、被保険者が死亡した場合には、同保険の死亡保険金請求権はその法定相続人に帰属し、被保険者の相続財産を構成しないと結論づけた。

なお、事例①では、保険者は被保険者の故意の事故招致に当たるとして免責の主張をしており、事案②でも、Yは亡Aの死因が癌性腹膜炎であり外傷に起因したものではなく、本件事故と亡Aの死亡との間に因果関係がないとして保険金支払事由に該当しない旨の主張をしている。いずれの事案も、そもそも保険金を支払うべき事案ではないとの保険者の判断が先にあり、人身傷害保険金の帰属に関する保険者側の主張は約款作成者の真意を反映したものではない、という可能性にも留意する必要があるが⁽³⁴⁾、とりわけ事例②判決が、人身傷害保険の損害保険性を否定しないままに、人保険と

いう性質から、人身傷害保険契約に基づく死亡保険金が約款の規定により法定相続人に帰属すべきとする結論を導いていることには、理論上の問題があるように思われる。

(3) 保険金請求権者に関する規定の意義

事例①判決は、同規定の意義を「被保険者が死亡した場合において、保険金請求権の帰属を明確にするため、被保険者の法定相続人に保険金を取得させることを定めたもの」として、「その権利関係は、保険金受取人を法定相続人と指定した場合と異なるところはない」という理解から、「保険金受取人を法定相続人と指定した保険契約は、被保険者死亡時の法定相続人のための契約であり、その保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に法定相続人の固有財産に帰属し、被保険者の相続財産には属さない」との結論に結びつけている。他方で、事例②判決は、「『被保険者が死亡した場合は、その法定相続人』との文言が敢えて付加されている」ことから、「本件契約上、被保険者が死亡した場合の保険金請求権者は、被保険者すなわち死亡Dの法定相続人であると解釈するのが自然かつ合理的」とする。

両判決ともに保険金請求権者に関する規定に特別な意義を見出し、法定相続人が固有権として人身傷害保険契約に基づく死亡保険金請求権を取得するという帰結を導いたものということができる。事例②判決は、「被保険者が死亡した場合、仮に、被保険者が保険金請求権を取得するとすれば、通常、被保険者の死亡時点で、その保険金請求権が相続財産となり、法定相続人が相続によって取得することになるはず」であるから、約款上わざわざ規定を置く必要がないにもかかわらず、「敢えて」規定を置いたことを重視しているようである。しかしながら、解釈上、当然に導かれる内容であっても、一般的な保険契約者を念頭に確認的注意的に明確に条項を置くことはとくに不自然なことではない⁽³⁵⁾。

相続承継取得構成は、人身傷害保険契約が損害保険契約であるとする法的

(34) 洲崎・前掲注(4) 223頁、山下典孝「人身傷害保険契約の被保険者死亡における保険金帰属を巡る問題」インシュランス損保版4632号(2015年)11頁。

(35) 洲崎・前掲注(4) 226頁、山下典孝・前掲注(5) 145頁。

性質に親和的であるが、被保険者の責任財産に属するものである以上、被保険者の処分によって法定相続人以外の第三者への包括遺贈のようなケースでは、受遺者が人身傷害保険金請求権を承継取得することとなる結果、被保険者死亡の場合における保険金請求権者を「法定相続人」とする約款規定と抵触することになる。他方で、原始取得構成を採る場合には、被保険者には処分権限が認められず、遺贈の有無にかかわらず、法定相続人が人身傷害保険金を請求できることになるから、約款文言とは整合的である。

ところで、保険法35条は、傷害疾病損害保険契約の中には、被保険者の死亡によって生じた損害をてん補するものが典型的に含まれることを踏まえて、損害保険契約に関する保険法の規定のうち、傷害疾病損害保険契約については、「被保険者」は「被保険者（被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、その相続人）との読替を規定している。同条を根拠に、傷害疾病損害保険契約に基づく死亡保険金請求権については、本来被保険者に帰属すべき保険金請求権が「その相続人」に帰属すること、すなわち原始取得構成を採りうるのが法定されているとみることはできるか⁽³⁶⁾。たしかに、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約における保険金受取人死亡の場合には、保険金受取人の「相続人の全員」が保険金受取人となると規定されている（保険法46条、75条）ことから、相続人に保険金請求権が帰属することを認めていると解されている。他方、保険法35条は、保険金請求権の帰属を含めて、一般的に「被保険者」を「その法定相続人」と読み替えるわけではなく、被保険者に対する規律を相続人にも及ぼすことが合理的であると考えられる局面に限って読替規定を置くにとどまるというべきであり⁽³⁷⁾、同条をもとに原始取得構成を根拠づけることはできないというべきであろう。

(36) 金澤・前掲注(25)405頁は、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約における「保険金受取人」と同等の地位に立ち、保険金請求権を原始取得するとされる。

(37) 洲崎・前掲注(5)235頁。村田・前掲注(24)774頁は「相続人」という文言が用いられている法意は、相続により相続人が被保険者自身の有する保険金請求権を承継的に取得するものと解さざるを得ないとされ、原始取得とする解釈の成り立つ余地はないとされる。

損害保険会社が締結する保険契約においても、被保険者の死亡を保険事故として具体化する人保険の保険金請求権については、被保険者は実際に保険金を取得することができないから、保険金受取人を想定する余地がないとはいえない。たとえば、搭乗者傷害保険契約においては、死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払う旨が規定される。約款上「保険金受取人」という用語が用いられなくとも、傷害疾病定額保険契約における「保険金受取人」に該当する⁽³⁸⁾。これに対して、先に示した人身傷害保険契約における保険金請求権者の規定では、「人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者」として、被保険者等が示されている。被保険者やそれに続く被保険者の父母、配偶者または子は、いずれも人身傷害事故によって何らかの損害を被ることが想定され、その損害をてん補する形で保険金が支払われるのであれば、約款上の文言にかかわらず、それはむしろ法律上は「被保険者」であって保険金受取人ではない。つまり「損害を被った」という文言に着目するかぎり、被保険者死亡の場合の「その法定相続人」は、被保険者が受領すべき保険金を相続により承継的に取得することを確定的に規定したものと解さざるを得ないのである⁽³⁹⁾。

(4) 人身傷害保険契約における被保険利益と固有権性

上記の各判決は、いずれも人身傷害保険契約の損害保険契約としての性質を否定することなく、保険金請求権者である法定相続人の固有権としての原始取得を認めている点に特徴がある。事例②判決は、人身傷害保険は「人保険としての性質を有する」ことから、「人保険の典型である生命保険において、医療特約や入院特約につき、実際の治療費用等を超える保険金の受取り

(38) 被保険者が特定されていないため、保険金受取人の指定や変更が予定されない点は、人身傷害保険契約と共通する。前掲注(1)自動車保険の解説161頁参照。なお、保険会社によっては死亡・後遺傷害の結果を伴う人身傷害につき、定額給付金特約が付帯されることがあるが、これは「保険金額の全額を死亡(後遺障害)定額給付金として被保険者の法定相続人に支払います」という文言から、人身傷害保険とは明確に異なり、傷害疾病定額保険契約に分類される。

(39) 被保険者自身の損害を法定相続人が「被った」とはいえないから、原始取得構成をとると、法定相続人を保険金請求権者と解することができなくなる。

が可能となる定額保険として構成することが許容されており、利得が生じるような契約形態を許さない利得禁止原則が及ばない」とし、「同じく人保険である人身傷害補償保険においても、利得が生じるような契約も違法ではない」として、人保険の共通性から、利得禁止原則の不適用を根拠とする。そこから、「実際に損害を被った被保険者以外の者に利得を生じさせる契約、すなわち、そのような者に保険金を取得させる契約が、論理必然的に許されないわけではない」とするのである。判決文をみるかぎり、被告保険会社側の主張をそのまま採り入れた判示であるが、定額保険である傷害保険が許容されれば何故「損害保険に属する」人保険(傷害保険)についても同様に利得禁止原則が及ばない契約が許容されることになるのか、その根拠は明示されておらず、論理としては飛躍がある。

ここで述べられているのは、あくまで死亡保険金請求権の帰属について利得禁止原則が及ぶかということである。人身傷害保険金請求権を被保険者の法定相続人が相続により承継取得する場合には「利得」と評価されるわけではないのは当然であるから、利得禁止原則の抵触が問題となるのは、人保険であることを理由に、実際に損害を被ったわけではない法定相続人が、被保険者の損害をてん補すべき保険金請求権を原始取得することの可否である。

生命保険契約や傷害疾病定額保険契約については、死亡保険金請求権が保険金受取人に固有の権利として帰属することは、判例および学説の確立した考え方であるが、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約における保険金受取人の権利の固有権性が認められる根拠については、改正前商法にも保険法にも明文の規定は存在しない。最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁は、大審院の判例を踏襲する形で、「被保険者またはその死亡の場合はその相続人」とする抽象的な指定であっても、「被保険者死亡の時ににおける、すなわち保険金請求権発生当時の相続人たるべき者個人を受取人として特に指定したいいわゆる他人のための保険契約と解するのが相当である」とし、このように「保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者(兼保険契約者)の遺産より離脱しているものといわねばならない」と判示するのである。

上記判例がなぜ生命保険契約に基づく死亡保険金請求権を、保険金受取人が固有の権利として原始取得するかについては、それ以上に理由付けを示しているわけではない。判旨は、個人を受取人として「特に指定」した場合には、同受取人の固有財産となり被保険者の遺産より離脱しているものとする結果を導いているのであるから、保険契約者兼被保険者以外の第三者を保険金受取人に指定したという具体的な意思表示に根拠を置いているとみるのが自然な解釈であろう。そうすると、保険金受取人の指定が想定される第三者のためにする保険契約にのみ固有権性という考え方が及ぶということができる。

人身傷害保険契約についてみると、少なくとも被保険者自身の損害についててん補される部分は、自己のためにする保険契約であるといわざるをえないが、被保険者が死亡した場合にその法定相続人を保険金請求権者とする規定が、第三者のためにする保険契約であるともみることができるかは評価が分かれるところではなかろうか⁽⁴⁰⁾。生命保険契約や定額給付型の傷害保険において固有権性を認めた大きな根拠に、遺族の生活保障を重視すべきとする政策的な要請があるとされるが⁽⁴¹⁾、交通事故で被保険者が死亡した場合には、その遺族の生活を保障すべき場合が少なくないであろうから、人身傷害保険契約についても同様の政策的要請が働くものといえる。また、保険金受取人の指定を保険契約者兼被保険者による生前贈与とみるべきことに根拠を置く見解が有力であるが⁽⁴²⁾、人身傷害保険契約の保険契約者兼被保険者（要約者）は、保険者（諾約者）との間で、自己の死亡の場合には「その法定相続人」に死亡保険金を取得させる合意を形成していたとみれば、第三者である相続人を受益者とする同様の契約が成立していたと解する余地もある。

他方で、損害保険契約は、損害のてん補を目的とするものであるから、被保険利益について厳格な立場を採る限り、損害の帰属と切り離して保険金請

(40) 村田・前掲注(24)779頁は、損害保険契約である以上、第三者のための保険契約という性質決定自体が否定されるとする。

(41) 大森忠夫「判批」大森忠夫=三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』（有斐閣・昭和33年）233頁。

(42) 山下友信『現代の生命保険・傷害保険法』（弘文堂・1999年）78頁。

求権の帰属を考えることはできず、被保険者ではない者が原始的に損害保険契約上の利益を取得する余地はない。この点が、損害保険と定額保険との大きな違いである。そうすると、損害保険としての性質から被保険利益概念による制約を受けるにもかかわらず、人保険という性質をもって、上記のような相続人に保険金請求権を取得させる合意が可能かという理論的課題を解決しなければならないことになる。

被保険利益概念は、実際の損害を超える保険給付を許さないとする利得禁止原則に結びつけられるが、さらにそれは、誰が保険契約による利益を享受できるかという被保険者の範囲にも紐付けられる。損害保険契約においては、保険金請求権は実際に損害を被った被保険者に帰属すべきものであり、したがって被保険者の他に、別途保険金受取人を想定することができない。他方で、定額給付方式の傷害保険契約については、生命保険契約と基本的に同様であり、損害保険契約における具体的な被保険利益は要求されないし⁽⁴³⁾、人保険においては、消極的な意味においても被保険利益を観念できないとされるのである⁽⁴⁴⁾。

生命保険契約や傷害保険契約において損害てん補構成が放棄され、損害と切り離れた定額給付方式の保険契約の形式を採用することが許容されるのは、保険保護の対象となる利益の特殊性、すなわち人の生命や身体利益はすべて等価として尊重されなければならない、これを金銭評価して価値に較差を設けるべきではないという倫理的な観点に加え、人の死や傷害それ自体による損害額を算定することが困難であることに求められている⁽⁴⁵⁾。これに対して、人身傷害保険契約は人の死亡や傷害それ自体を金銭評価しているわけではなく、被保険者の死亡や傷害によって生じた損害を項目毎にてん補することを約束しているにすぎない。生命や身体それ自体は経済的に価値を見いだせないものであるとしても、被保険者の死亡や傷害によって生じる具体的な「損害」をてん補の対象とする保険においては、治療費などの積極損害だけでなく逸失利益などの消極利益も含む金銭評価可能な利益を観念することは可能

(43) 金澤理「傷害保険の基本問題」『交通事故と保険給付』(成文堂・1981年)178頁。

(44) 前掲注(28)論点体系422頁〔肥塚〕。

(45) 金澤・前掲注(42)183頁以下。

である。

人保険であるという性質の共通性から、一概に被保険利益を観念することができないというべきではなく、人保険であっても被保険利益を観念できる損害てん補方式の契約類型においては、損害発生の客体である被保険者に保険給付を帰属すると考えるべきである⁽⁴⁶⁾。たとえば、医療費用に対する保障についてみても、入院や治療等をトリガーとして一定額を支払う約定であるのか、あるいはそれらによって実際にかかった費用を損害として支払う約定であるのかは約款上判然とするのであるから、後者の形式である以上、被保険利益の概念による制限は当然に及ぶということになる⁽⁴⁷⁾。

上記事例における人身傷害保険契約は、傷害疾病保険に関する規律が整備されていなかった改正前商法下の契約であり、ある程度契約当事者の合理的意思を尊重した柔軟な解釈が可能であるとする見解もある⁽⁴⁸⁾。しかしながら、先にみた所得補償保険契約の事案のように、損害保険契約に分類される以上は、損害保険に関する規律がある意味厳格に適用されていたわけであるから、改正前商法から保険法の規律へと移行するにあたって、解釈に大きな変更があるものとは考えにくいように思われる。

なお、被保険者の「損害」は、通常、その法定相続人に承継されることを前提として、人身傷害保険契約が法定相続人に承継された「損害」をてん補することを約する契約であると解して、法定相続人に直接保険金請求権が帰属するとの構成を採ることは可能か。仮に、上記の事例のように、相続放棄されるようなケースでは、法定相続人は被保険者の損害を承継しないから、人身傷害保険契約によりてん補される前提を欠くことになってしまう。やはり、人保険という性質を考慮してもなお、損害のてん補という形式が採用さ

(46) 洲崎・前掲注(4) 228頁は、改正前商法下の傷害保険を前提として、「人傷保険のように、被保険者の損害を算定して支払保険金額を定めるタイプの保険契約であるからといって、被保険者以外の者に保険金を取得させる約定が論理必然的に許されなくなるわけではないと解すべきである」とされる。

(47) 洲崎・前掲注(17) 30頁は、改正前商法の規制につき、実損てん補方式の人保険においても、重複保険規制や保険代位制度の適用を強制することはできず、任意法規として働くにとどまるとされる。

(48) 洲崎・前掲注(4) 229頁。

れていることを前提とするかぎり、法定相続人による原始取得とする構成は難しいというべきである。

(5) 保険契約当事者の合意内容

最後に、人身傷害保険契約の保険金請求権者に関する規定について、当事者の合意という観点から検討する。事例②判決は、「保険金請求権が相続財産となれば、被相続人である保険契約者の債権者がこれを引当財産として執行することが可能となるところ、一般的な保険契約者としては、そのような事態に陥るよりは、相続人に取得させることを望むのが通常であると考えることができ、本件約款も、そのような保険契約者の合理的な意思を考慮して定められたものと解する余地がある」とする。

法定相続人が相続放棄等をする局面では、たしかに法定相続人の生活保障的な観点から保険金請求権については相続放棄等とは無関係に原始取得させることが望ましい場合もあり得るかもしれない。この点については、原始取得構成によれば、この場合、被保険者には何ら処分権限はないことになるが、相続承継取得構成によれば、被保険者は他の遺産と同様の処分が可能であり、遺贈によって特定の第三者に承継させることも可能であるとする見解もある⁽⁴⁹⁾。しかしながら、前述のような保険金請求権者の規定がある場合には、譲渡に関する権限を放棄する意思表示と解することもできなくはなく、被保険者が死亡保険金請求権を任意に処分できるのかについては解釈上の疑義もあるように思われる。

他方で、人身傷害保険契約は、搭乗者傷害保険や自損事故保険と対置する形で、相手方加害者の賠償責任保険では十分な補償が得られないことを前提に、そのカバーを目的として開発されたという、いわばそれらの保障の代替的役割を有している⁽⁵⁰⁾。また、搭乗者傷害保険契約や自損事故保険契約には代位規定や重複てん補の調整規定が存在しないのであるから、これらとの対比も考慮すべきである。人身傷害保険契約には、代位規定や重複てん補の

(49) 佐野・前掲注(21)234頁。

(50) 佐野・前掲注(21)234頁注22)は、消費者にははそのような認識があるとされる。

調整規定が存在する以上、人身傷害保険金は、被害者にとっては、交通事故の相手方加害者に対する損害賠償請求権あるいは加害者の賠償責任保険の保険者に対する直接請求権などと損害てん補の目的では類似したものと認識されるべきものである。過失相殺等により、対人賠償責任保険の直接請求権あるいは加害者に対する損害賠償請求権と、人身傷害保険の死亡保険金請求権とが併存する場合に、対人賠償責任保険に基づく請求権や加害者に対する損害賠償請求権は被保険者の相続財産に帰属するのに、これと同質性を有する人身傷害保険の死亡保険金請求権は法定相続人に直接帰属するという事態を期待して、保険契約者は人身傷害保険契約を締結したというのは無理があるように思われる⁽⁵¹⁾。少なくとも人身傷害保険の損害額算定基準は、対人賠償責任の算定基準と基本的な部分では共通している。損害賠償責任に関する民法の考え方を基礎とすれば、損害のてん補はいったん被保険者本人になされるべきものが相続人に承継されるというのが、むしろ保険契約者の通常の意思ではなかろうか。

また、原始取得構成を採る場合の実務上の問題点も指摘されるところである。一般に、治療費や休業損害等、被保険者の生活に直結する重要な項目については、最終的な保険金を確定する前に保険金の一部を支払う、いわゆる内払いの実務慣行がある。被保険者が交通事故後、一定期間の入院期間を経て死亡した場合には、先に支払われた内払額について、原始取得構成が採られる場合には、被保険者に支払った内払額を控除することができないという問題に直面するから、内払額を控除した金額が相続によって承継取得されるという構成の方が論理的には一貫している⁽⁵²⁾。

同様に、相続人が相続放棄をした場合に、保険者が保険金請求権者に対して損害賠償請求権の代位取得を主張することができるのが問題となる。相続人が人身傷害保険契約に基づく死亡保険金請求権を原始取得すると解した場合、相続人が相続放棄をすると、相続人は損害賠償請求権を相続により取得しないことになるが、保険者は保険金請求権者に対して何らかの措置を取

(51) 遠山・前掲注(5)19頁。

(52) 山下典孝・前掲注(5)145頁以下。

りうるか。この場合に、約款における損害賠償請求権の保全義務を根拠に死亡保険金から控除できるとする見解がある⁽⁵³⁾。しかしながら、既に取得した損害賠償請求権を「保全」する義務と相続することを決断して損害賠償請求権を「取得」する義務は同じであるとはいえないし、相続放棄は3ヶ月間という期間内に決断しなければならないを考慮して、保全義務に関する約款規定を類推適用を認めることには批判がある⁽⁵⁴⁾。実質的にみても、相続することによる不利益と引換に損害賠償請求権を保全しなければならないとするのは行き過ぎである。相続債権者に予期しない不利益を与えることにもなりかねず、相続において要求される利害調整が困難なものとなることが懸念される。

相続承継取得構成を採る場合、被保険者が多額の負債を抱えて死亡した場合には、相続債権者は、人身傷害保険契約に基づく保険給付についても強制執行の対象とすることができると解することになる。一般論としては、相続放棄の有無にかかわらず、保険金請求権を取得させることが望ましい場合も少なくないといえるであろうが、人身傷害保険契約が傷害疾病損害保険契約であることによる限界であり、やむを得ない帰結である。このような帰結を回避したいのであれば、「損害」概念とは完全に切り離して定額給付方式の約款にするほかないのではないだろうか。

4. むすびに代えて

以上のとおり、人身傷害保険契約は、改正前商法における損害保険契約に、そして保険法における傷害疾病損害保険契約に分類されるべきことを前提として、同契約の約款に定められる保険金請求権者の規定、すなわち被保険者死亡の場合にはその法定相続人が保険金請求権者とされる規定の解釈としても、被保険者に帰属すべき死亡保険金請求権が相続によって承継されることを確信的に定めたものと解すべきであり、生命保険契約や傷害疾病定額

(53) 大塚・前掲注(4) 60頁。

(54) 洲崎・前掲注(4) 231頁。

保険契約における保険金受取人に関する規定と同視して、固有権として原始取得すべき旨を定めた規定と解すべきではない。

とりわけ同じく傷害保険契約でありながら、それが損害保険契約と定額保険契約のいずれに分類されるかによって、保険金請求権の帰属が異なるものとなるのは、一般消費者にとっては必ずしもわかりやすいものでないことは確かであるが、裏返せば約款において、そのいずれであるかが明確であれば問題は生じないともいえる。その中間型ともいえる契約類型を許容することは、かえって複雑な問題を生じさせる懸念すらある。現時点での法を前提とするかぎり、人保険であっても傷害疾病損害保険契約については、物保険同様の被保険利益を中心とする考え方を採らざるを得ない。

他方で、保険法には傷害疾病損害保険契約が法律上明確な地位を与えられたとの評価はできるものの、当該契約類型に関する規定は、34条と35条のわずか2条の読替規定に過ぎず、人保険としての損害保険契約の特性を十分に反映した規律であるかは、なお疑問の余地もある。損害保険としての構成が採られる人身傷害保険でてん補される損害のうち、とりわけ逸失利益や精神的損害などの消極的利益についてはフィクションの要素が強く、実際の損害額との乖離も生じやすい。その意味で、人保険である損害保険契約について、現在の規律を見直す余地は少なからずあるように思われる。

(専修大学法学部教授)